

島 免 甲 第 2 0 3 4 号  
令 和 4 年 5 月 1 3 日

関 係 所 属 長 殿

保存期間	10年
------	-----

島 根 県 警 察 本 部 長

外国免許関係事務取扱い要領の改正について（通達）

外国免許関係事務の取扱いについては、外国免許関係事務取扱い要領の改正について（令和元年8月22日島免甲第2027号本部長通達。以下「旧通達」という。）により行っているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行等に伴い、令和4年5月13日から別添のとおり実施することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は令和4年5月12日限り、その効力を失う。

## 記

### 1 改正の要点

大型免許等の受験資格の見直し等に関する規定が整備されたこと等に伴い、所要の改正をした。

### 2 主な改正内容

#### (1) 大型免許等の受験資格の改正

一定の教習を修了した者は、19歳以上、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上ある場合は大型免許等を取得できることになったことに伴い、外国免許を保有している者が日本免許を取得する場合の受験資格について改正を行った。

#### (2) 運転技能確認における採点内容の改正

運転技能確認に使用する試験車両について、衝突軽減ブレーキが装備された車両を使用する場合の採点項目が追加されたことから、実技成績表について所要の改正を行った。

#### (3) その他

その他、語句等について所要の改正を行った。

別添

## 外国免許関係事務取扱い要領

- 第1章 外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除
- 第2章 国際運転免許証又は外国運転免許証による自動車等の運転
- 第3章 国外運転免許証の発給

## 外国免許関係事務取扱い要領目次

第1章 外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除	1
第1 第一種免許の運転免許試験の一部免除	1
1 運転免許の申請	1
(1) 申請者（外国等の国内運転免許証を提示する者）	1
(2) 申請期間	1
(3) 申請先等	2
(4) 免許申請書の記載要領	2
(5) 質問票の交付	3
(6) 免許申請書の添付書類等	3
(7) 難民に係る免許申請書の添付書類等の特例	5
(8) 申請書受理時の留意事項	5
(9) 申請に係る外国免許証の点検結果等の報告	7
2 運転に支障がないことの確認	7
(1) 確認の方法	7
(2) 自動車等の運転について必要な知識に関する質問及び自動車等の運転に関する実技に関する特例	8
(3) 留意事項	9
3 免許の条件の付加	10
(1) 身体の状態に基づく条件の付加	10
(2) 運転の技能に基づく条件の付加	10
4 免許証の交付	10
5 その他	10
(1) 外国免許による試験の一部免除台帳の作成	10
(2) 不正に取得された外国等の国内運転免許証（不正外国免許証）等に関する通報	11
(3) その他	11
第2 外国の外交官、領事官等に対する試験等の取扱い	11
1 外国免許を有する者から本邦の免許の取得申請があった場合の取扱い	11
(1) 外交官身分証明票又は領事館身分証明票を有する者	11
(2) 身分証明票を有する、所属外国公館の日本人である者	11
2 免許証の更新、再交付及び講習時の取扱い	11
第2章 国際運転免許証又は外国運転免許証による自動車等の運転	12
第1 本邦において効力を有する国際運転免許証又は外国運転免許証	12
1 本邦において効力を有する国際運転免許証又は外国運転免許証の種類	12
2 国際運転免許証等により自動車等の運転を認められる期間	12
(1) 国際運転免許証等の有効期間が満了していないこと	12
(2) 本邦に上陸してから1年を超えないこと	12

第2	臨時適性検査	13
1	国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収	13
2	臨時適性検査を行うことができる場合	13
3	臨時適性検査の通知	14
4	臨時適性検査の方法等	14
5	措置命令	14
	(1) 事前手続を要しない場合	14
	(2) 事前手続を要する場合	14
第3	自動車等の運転の禁止	15
1	処分の事由	15
	(1) 第1項（5年を超えない範囲）	15
	(2) 第2項（3年以上10年を超えない範囲）	15
2	処分の期間及び処分の効果	15
	(1) 処分の期間	15
	(2) 処分の効果	16
3	処分の手続	16
	(1) 事前手続を要しない場合	16
	(2) 事前手続を要する場合	16
4	講習	18
5	国際運転免許証等の提出	18
6	国際運転免許証等の返還	18
7	国際運転免許証等の再提出	18
8	国際運転免許証等への処分に係る事項の記載	18
	(1) 附属書9の国際運転免許証の場合	18
	(2) 附属書10の国際運転免許証の場合	19
	(3) 外国運転免許証の場合	20
第4	自動車等の運転の仮禁止	20
1	処分の事由	20
2	処分の手続等	20
	(1) 弁解の機会の付与	20
	(2) 仮禁止処分通知書	20
	(3) 処分権者等	20
第5	その他	20
1	国家公安委員会に対する報告	21
2	国際運転免許証等の提出等台帳の作成	21
3	自動車等の運転の禁止又は仮禁止を受ける者が免許を受けた者である 場合の取扱い	21
第3章	国外運転免許証の発給	21
1	申請者、申請の方法及び申請先	21
	(1) 申請者	21

(2) 申請の方法	21
(3) 申請先	21
(4) 申請書及び添付書類等	22
(5) 申請書の送付等	23
2 国外運転免許証の作成	24
(1) 作成の要領	24
(2) その他	25
3 国外運転免許証の交付	25
(1) 交付日	25
(2) 交付の方法	26
(3) 日を異にして同種又は異種の国外運転免許証の交付の申請があった 場合における交付の方法	26
4 国外運転免許証の返納等	27
(1) 国外運転免許証の返納	27
(2) 国外運転免許証の提出	27
5 その他	
(1) 国外運転免許証の交付等台帳の作成	28
(2) 申請及び交付時の確認並びに教示事項等	28

## 外国免許関係事務取扱い要領

### 第1章 外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除

#### 第1 第一種免許の運転免許試験の一部免除

##### 1 運転免許の申請

###### (1) 申請者（外国等の国内運転免許証を提示する者）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第3項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第34条の4の規定により、第一種免許の運転免許試験（以下「試験」という。）の一部免除を受けることができる者は、本邦の域外にある国又は地域（以下「外国等」という。）の行政庁又は権限のある機関（以下「行政庁等」という。）が与えた自動車等の運転に関する運転免許（以下「外国免許」という。）を有し、かつ、外国免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して3月以上の者で、自動車等を運転することに支障がないことを確認されたものでなければならないが、これらの者が外国免許を有するかどうかは、その提示する運転免許証に基づき判断することとなる。

なお、外国等の国内運転免許証としては、1949年9月19日にジュネーヴで署名された道路交通に関する条約（以下「ジュネーヴ条約」という。）附属書9に定める様式に合致する免許証（以下「附属書9の国際運転免許証」という。）のほか、新規免許取得者に与えられるいわゆる暫定免許証（Temporary License）、試験的免許証（Probationary License）等も含まれるが、有資格者の指導の下に運転する必要がある免許証（仮免許証、練習免許証等）は、これに当たらない。

###### (2) 申請期間

附属書9の国際運転免許証若しくは法第107条の2に規定する外国運転免許証を提示する者又は外国等の国内運転免許証を提示する者であってジュネーヴ条約附属書10に定める様式に合致する国際運転免許証（以下「附属書10の国際運転免許証」という。）を所持する者については、本邦において有効な当該免許証により自動車等を運転することができる期間が満了する日のおおむね1月前から申請させるように指導し、免許証の交付を行う場合における当該免許証の交付は、可能な限り当該期間が満了する日の直前に行うこと。

また、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第10条に規定する軍の運転許可証（ただし、在日米軍の施設内に限って運転が認められるものは除く。以下「在日米軍許可証」という。）を有する者で、在日米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「在日米軍の構成員等」という。）の身分を失うものについては、その身分を失う日のおおむね1月前から、外国等の国内運転免許証を提示させた上で申請させ、免許証の交付は、その身分を失う日の直前に行うこと。

###### (3) 申請先等

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第12に定める免許申請書（以下単に「免許申請書」という。）の提出先は、運転免許課又は西部運転免許センター（以下「西部センター」という。）とし、警察署へ

の提出は、隠岐の島警察署以外は原則として認めないものとする。

なお、申請は事前予約制とする。

(4) 免許申請書の記載要領

免許申請書の記載方法は、次により行わせること。

ア 「氏名」欄

申請者が外国人である場合にあっては、氏名は、(6)アの住民票の写し等における氏名の表記に基づき、ローマ字で記載させること。ただし、中国、韓国等氏名に漢字を使用している国に国籍を有する者については、次の記載例のとおり、ローマ字で記載した氏名の後に括弧書で漢字の氏名を記載させること。

<例> Z h u y u a n z h a n g (朱 元璋)

イ 「生年月日」欄

生年月日は、本邦の年号に換算したものを記載させること。

ウ 「受けようとする免許の種類」欄

試験の一部免除を受けることのできる本邦の免許は、当該免許により運転することができる自動車等に相当する種類の自動車等の運転に関する外国免許の種類に応じて定まる。

例えば、2006年12月20日付け「欧州連合2006年運転免許に関する指令」に基づく運転免許種別のうち、B（許容最大重量が3.5 tを超えない自動車）は普通免許、C1（許容最大重量が3.5 tを超え7.5 tを超えない自動車で、かつ、運転席のほかに8人分を超えない座席を有する自動車）は準中型免許、C（許容最大重量が3.5 tを超える自動車）及びD（運転者席のほかに8人分を超える座席を有する自動車）は、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に相当する。

この場合において、本邦と外国等との間には、免許制度、試験制度等にかかなりの相違があることから、申請者の有する外国免許により運転できる自動車等の種類のうち最高の大きさ（排気量、構造等）のもの運転に関する本邦の免許を直ちに与えるのではなく、申請者が本邦で運転しようとする車両の種類を確認した上で、本邦の免許で運転できる自動車等の内容及び運転に支障がないことの確認に使用する車両等について十分に説明し、その上で下位の免許を申請できることを教示すること。

なお、4の「免許の条件の付加」を参照されたい。

(5) 質問票の交付

法89条第2項に規定する質問票（規則別記様式第12の2）の交付は、免許申請書を提出しようとする者の全てに対して行うこと。

なお、質問票の交付等に関する留意事項については、一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について（令和4年5月13日島免甲第4514号本部長通達）を参照すること。

(6) 免許申請書の添付書類等

ア 住民票の写し等（規則第17条第2項第1号及び第3号）

申請者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し（同法第7条第5号に掲げる事項（外国人

にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限り。)を添付させること。

一方、申請者が同法の適用を受けない者である場合にあつては、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの書類を提示させるとともに、免許申請書上の住所に関し、居所地に滞在していることを証明する書類(寄宿先の世帯主やホテルの支配人の証明等)を併せて添付させること。

(ア) 旅券(旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第1号及び第2号。外国政府又は権限のある国際機関が発行した旅券又は旅券に代わる証明書を含む。)

(イ) 外務省が発行する身分証明書

外務省が発行する身分証明書としては、次のものがある。

- a 外交官身分証明票
- b 領事官身分証明票
- c 身分証明票
- d 国際機関職員身分証明票

(ウ) 権限のある機関が発行する身分を証明する書類

権限のある機関が発行する身分を証明する書類としては、次のものがある。

- a 在留資格認定証明書(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第7条の2第1項)
- b 仮上陸許可書(入管法第13条第2項)
- c 寄港地上陸の許可の証印がなされた旅券(入管法第14条第3項)
- d 通過上陸の許可の証印がなされた旅券(入管法第15条第4項)
- e 乗員上陸許可書(入管法第16条第4項)
- f 緊急上陸許可書(入管法第17条第3項)
- g 遭難による上陸許可書(入管法第18条第4項)
- h 一時庇護許可書(入管法第18条の2第3項)
- i 合衆国軍隊の構成員の身分証明書(地位協定第9条3(a))
- j 在外日本公館が発行する国籍証明書及び日本国渡航証明書(外務省設置法(平成11年法律第94号)第4条第11号)

a から j までのいずれかの書類の提示があつたときは、その内容等を確認し、免許申請書の余白部分に「〇〇提示、確認」等の記載をした上で返還すること。

イ 申請用写真(規則第17条第2項第10号)

ウ 外国等の国内運転免許証(規則第18条第1項第6号)

申請者が提示した外国等の国内運転免許証については、その内容等を確認するとともに、申請者の承諾を得て写しを受領し、返還すること。

エ 日本語による外国等の国内運転免許証の翻訳文(規則第18条第1項第6号。以下「翻訳文」という。)

翻訳文は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの者が作成したもので、当該免許で運転することができる自動車等の種類、当該免許又は当該免許証の有効期限及び当該免許の条件を明らかにしたものに限られる。

(ア) 当該免許証を発給した外国等の行政庁等又は当該外国の領事機関

(イ) 法(自動車等の運転に関する免許に係る部分に限る。)に相当する法令を所

掌する外国等の行政庁等が、国家公安委員会に対し、自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有するものとして通知した外国等の法人その他の者であって、国家公安委員会が相当と認めたもの。

- (ウ) 自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成することができると認められる法人として国家公安委員会が指定したもの。

オ 滞在期間を証明する書類（規則第18条第1項第6号）

外国免許を受けた後、当該外国免許の取得年月日から起算して、当該外国等に滞在していた期間が通算して3月以上であることを証明する書類としては、旅券のほか、船員手帳等がある。

なお、出入国について旅券に記録しないこととされている外国等もあることから、当該国からの出国が確認できない場合は、申請者の状況に応じ、在職（在学）証明、給与明細、賃貸アパートの契約書等、関連書類の提示を求めた上で、口頭による確認を行う等して、滞在期間の確認に努めること。

(7) 難民に係る免許申請書の添付書類等の特例

難民については、難民の地位に関する条約（昭和56年条約第21号）及び難民の地位に関する議定書により、行政上の援助を行うことが義務化されている。

そのため、入管法第61条の2の規定に基づき難民としての認定を受けた者については、同条第2項の難民認定証明書を提示し、かつ外国免許を有する旨の申告をすることによって、(6)ウからオまでの書類の提示等に代えることができる。

なお、申請者が提示した難民認定証明書については、その内容を確認するとともに、申請者の承諾を得て写しを受領し、返還すること。

(8) 申請書受理時の留意事項

ア 受験資格の確認

法第97条の2第3項及び令第34条の4の規定による試験の一部免除は、法第96条に規定する受験資格その他法令に定める要件を満たす者に対して行われるものであるから、免許申請書の受理に際しては、以下のとおり申請者が受験資格を有するものであるかどうか等について確認すること。

- (ア) 免許年齢に達している者であるかどうかについての確認（法第88条第1項第1号）

例えば、本邦では大型免許の免許年齢は21歳、中型免許の免許年齢は20歳とされているが、大型免許、中型免許に相当する外国免許で免許年齢が18歳とされているものもあるので、取扱い上注意すること。

- (イ) 免許の欠格期間中の者でないかどうかについての確認（法第88条第1項第2号から第4号まで）

申請者が免許の欠格期間中の者でないかどうかについては、最終的には免許に関する通報により確認できるが、免許の欠格期間中に外国免許を受け、当該期間の満了前に免許の申請をする者もあるので、可能な範囲内で免許申請書を受理する段階でその確認に努めること。

なお、免許の欠格期間に係る処分は、いずれも本邦の公安委員会が行う処分に限られ、例えば附属書10の国際運転免許証を所持する者で他のジュネーヴ条約締約国において自動車等の運転の禁止の処分を受けている者は、免許の欠格期間中の者に該当しないので、取扱い上、誤りのないようにすること。

- (ウ) 二重に免許を受けようとする者でないかどうかについての確認（法第88条第3項）

例えば、本邦の免許を受けた者が外国免許を受ける際に本邦の免許証を当該外国等の行政庁等に提出し、又は外国免許を受けた後に本邦の免許証を亡失したため、本邦の免許証を所持しない場合においても、本邦の免許が効力を有する限り、外国免許による試験の一部免除により本邦の免許を重ねて受けることはできないので、取扱い上、誤りのないようにすること。

なお、このような場合には、免許の申請を取り下げさせた上で、別に免許証の再交付の申請をさせること。

- (エ) 大型免許、中型免許又は牽引免許の試験を受けようとする者が普通免許等を受けている者であるかどうか等についての確認（法第96条第2項、第3項又は第4項）

大型免許、中型免許又は牽引免許の試験を受けようとする者は、普通免許等法第96条第2項、第3項又は第4項に規定する免許を現に受けている者（大型免許の試験を受けようとする者の場合にあつては、さらに普通免許等を受けていた期間が通算して3年（令第34条第2項に規定する教習を終了した者にあつては、1年）以上の者、中型免許の試験を受けようとする者の場合にあつては、さらに普通免許等を受けていた期間が通算して2年（令第34条第4項に規定する教習を終了した者にあつては、1年）以上の者。なお、この期間には、本邦の普通免許等に相当する外国免許を受けていた期間も含まれる。）でなければならないこととされているので、普通免許等を受けていない者については、まず普通免許等の申請をさせること。

なお、この場合において、大型免許、中型免許又は牽引免許の申請は、普通免許等の申請と同時に行わせることとして支障がないが、免許申請書の提出及び運転免許試験手数料（以下「試験手数料」という。）等の納付は、各別に行わせること。

#### イ 外国等の国内運転免許証の点検

- (ア) 様式についての点検

提示に係る外国等の国内運転免許証が正規の様式に合致するものであるかどうかについて点検すること。

なお、外国等の国内運転免許証の様式の点検については、警察庁が発出している資料等を参考にすることとし、資料等に合致しない外国等の国内運転免許証が提示されたときは、警察庁へ照会する等によりの確に処理すること。

- (イ) 偽・変造の有無についての点検

免許証の用紙、記載方法を調査する等の方法により、提示に係る外国等の国内運転免許証が偽造され、又は変造されたものでないかどうかについて点検すること。

(ウ) 免許証が申請者のものであるかどうかについての確認

旅券、在留カードその他の身分証明書と照合する等の方法により、提示に係る外国等の国内運転免許証が申請者の有するものであるかどうかについて点検すること。

なお、外国等の国内運転免許証で写真の貼付されていないものについては、当該免許証に記載されている身長、髪の色、眼の色、体重等と申請者の身体的特徴を照合する等の方法により点検すること。

(エ) 有効期間についての点検

免許の申請の際に有効期間が満了している外国等の国内運転免許証を提示する者は、外国免許を有する者とは認められないので、提示に係る外国等の国内運転免許証の有効期間が満了していないかどうかについて点検すること。

なお、有効期間が明記されていない外国等の国内運転免許証は、必ずしもいわゆる終身免許証とは限らないので、このような外国等の国内運転免許証が提示されたときは、警察庁に照会する等によりの確に処理すること。

ウ 外国等の国内運転免許証の取得手続の調査

外国等の国内運転免許証の取得手続は、それぞれの外国等又はそれぞれの免許の種類等に応じて異なるので、当該外国等の免許に関する法令等を参考にして、提示に係る外国等の国内運転免許証が正規の手続を経て取得されたものであるかどうかについて調査すること。

(9) 申請に係る外国免許証の点検結果等の報告

申請に係る外国免許証について、第1の1の(1)及び第1の1の(6)並びに第1の1の(8)に基づく調査、点検等の確認を実施し、外国免許確認結果報告書(様式第1号)に添付し、報告すること。

2 運転に支障がないことの確認

(1) 確認の方法

法第97条の2第3項の規定による確認は、次の方法により行うこと(令第34条の4第1項)。

ア 自動車等の運転に関する経歴に関する質問

申請者に対し、本邦の免許を受けていたことがあるか等、その者の自動車等の運転に関する経歴に関する質問を行うこと。

イ 自動車等の運転について必要な知識に関する質問

アの質問を終了した者に対し、法令で定める道路の交通の方法その他の自動車等の運転について必要な知識に関する質問を行うこと。

この質問は、外国語による質問文を付した自動車等の運転について必要な知識に関する絵図面等により10問行うこととする。

その結果、正解が10問中7問未満であった者については、試験の一部免除を行わないこと。

正解が10問中7問以上であった者については、ウの自動車等の運転に関する実技をさせること。

なお、知識確認の結果は、知識確認解答用紙(様式第2号)により行い、報告すること。

## ウ 自動車等の運転に関する実技

イの質問に対し正解が10問中7問以上であった者に対し、別添第1「実技実施方法」により、自動車等の運転に関する実技をさせること。なお、実技確認の結果は、実技確認成績表（様式第3号）により行い、報告すること。

(ア) 実技確認は、走行順路の異なるコースを2種類以上設定しておくこと。

(イ) 実技確認は、運転免許課長又は西部センター所長が指定したコースにより試験車で実施すること。

その結果、100ポイント中70ポイント以上であった者については、技能試験及び学科試験を免除すること。

100ポイント中70ポイント未満であった者については、試験の一部免除を行わないこと。

なお、この際、申請者の有する外国免許により運転できる最大の自動車（排気量、構造等）を運転するために必要な本邦の免許に関する実技を一律にさせるのではなく、申請者が下位の免許や条件を付された免許を希望する場合には、当該免許に係る実技をさせること。

例えば、条件の付されていない普通免許に相当する外国免許を有する者が、オートマチック車限定の普通免許の付与を希望する場合には、同免許に係る実技をさせること。

(2) 自動車等の運転について必要な知識に関する質問及び自動車等の運転に関する実技に関する特例

ア 免許の申請者が次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当する者であるときは、(1)イ及び(1)ウにかかわらず、当該申請者に自動車等の運転について必要な知識に関する質問を行わず、かつ、自動車等の運転に関する実技をさせることなく、技能試験及び学科試験を免除することができるものとする。

(ア) 本邦の免許を受けていたことがある者で、受けていたことがある免許（運転の技能に応じ運転することができる自動車等の種類の限定がなされていた者にあつては、当該限定がなされたものに限る。）を再度受けようとする者

(イ) 我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等であつて、自動車等の運転について必要な知識に関する質問及び自動車等の運転に関する実技に関する特例を適用する外国等として警察庁交通局運転免許課長が別途連絡する外国等の行政庁等の免許を有する者（(ア)に掲げる者を除く。）

(ウ) 在日米軍許可証を所持する者（在日米軍許可証を所持していた者が、在日米軍の構成員等の身分を失った後に申請した場合を含む。）で、当該許可証により運転できる自動車等の免許を受けようとする者

イ 免許の申請者が、我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等であつて自動車等の運転に関する実技に関する特例を適用する外国等として、外国等の行政庁等の免許を有する者（アに掲げる者を除く。）であるときは、(1)ウにかかわらず、当該申請者に自動車等の運転に関する実技をさせることなく、技能試験及び学科試験を免除することができるものとする。

(3) 留意事項

ア (1)イ又は(1)ウにより試験の一部免除を行わないときは、申請者に、その理由を教示すること。

イ (1)ウの実技の確認には、技能試験官が立ち会うこと。

ウ (1)ウの実技の結果が100ポイント中70ポイント未満であって試験の一部免除を行わなかった者が再度申請するときは、その申請に係る免許が前回の申請に係る免許と同一であるか否かにかかわらず、前回の申請に係る(1)イの質問を行った日から6月間は、(1)アの質問を行った後、(1)イの質問を行わずに(1)ウの実技をさせることができるものとする。

なお、本取扱いは、(1)イの質問に関する基準を満たした者が、他の都道府県に転居した場合についても適用することができるものとする。

また、(1)イ及び(1)ウの基準を満たした者が、免許の拒否処分に該当する者であることが判明し、拒否処分を受けた場合において、当該基準を満たした日から6月を経過するまでに法第90条第9項、第10項及び令第33条の4の規定による免許を受けることができない期間が終了し、再度試験の一部免除による試験の申請をしたときは、(1)ア及び(1)イの質問並びに(1)ウの実技は免除することができるものとする。

これらの場合、当該申請者に対して(1)イ又は(1)ウの基準を満たしたことを明らかにするため、当該事実を記載した書面を交付するものとする。

エ 申請者が、その有する外国免許のうちの一部について試験の一部免除により本邦の免許（小型特殊免許及び原付免許を除く。）を取得している者である場合、新たにその他の種類の免許について試験の一部免除による運転免許を申請する者であるときは、(1)ア及び(1)イの質問は免除することができるものとする。

### 3 免許の条件の付加

法第91条の規定により免許の条件を付加する場合は、次によること。

#### (1) 身体の状態に基づく条件の付加

申請者が有する外国免許に条件が付されているかどうかにかかわらず、適性試験の結果、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認められるときは、必要な限度において、自動車等の種類を限定し、その他自動車を運転するについて必要な条件を付すること。

#### (2) 運転の技能に基づく条件の付加

申請に係る免許が運転することができる自動車等の種類を限定したものである場合は、当該申請に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定すること。

### 4 免許証の交付

外国人に対し免許証を交付するときは、可能な範囲内で、当該免許証に係る免許により運転することができる自動車等の種類等について教示すること。

なお、英文の教示資料は、別添第2の「運転免許により運転することができる自動車等の種類（英文）」のとおり。

### 5 その他

#### (1) 外国免許による試験の一部免除台帳の作成

外国等の国内運転免許証を提示して試験の一部免除を受けようとする者

に対する事務処理の適正化を図るため、外国免許による試験の一部免除台帳（様式第4号）を作成し、次に掲げる事項を記載すること。

ア 年別の受理一連番号及び免許の申請年月日

イ 申請者の住所、氏名及び生年月日

ウ 提示に係る外国等の国内運転免許証の発給国、発給番号、発給年月日、有効期限及び種類（1(7)により難民認定証明書の提示がなされた場合にあつては、当該難民認定証明書の番号及び認定年月日）

エ 免許を与える場合における当該免許の種別及び免許証の交付年月日

オ その他参考事項

- (2) 不正に取得された外国等の国内運転免許証（不正外国免許証）等に関する通報  
免許の申請に際して提示された外国等の国内運転免許証が不正に取得されたものであること等を理由に試験の一部免除をしなかったとき又は不正外国免許証を用いた日本免許の不正取得が事後的に発覚したときは、警察庁交通局運転免許課長が別に定める通報要領により、当該免許証に係る事項、当該申請者及び試験の一部免除を行わなかった理由等を警察庁へ速やかに通報すること。

- (3) その他

適性試験の実施、免許に関する資料の登録、免許の拒否又は保留、免許証の作成等については、通常的事務処理の例によること。

## 第2 外国の外交官、領事官等に対する試験等の取扱い

外国の外交官、領事官等に対する試験等に関する取扱いは、次によること。

### 1 外国免許を有する者から本邦の免許の取得申請があつた場合の取扱い

- (1) 外交官身分証明票又は領事官身分証明票を有する者

法第97条の2第3項に規定される試験の一部免除の手続によることとする。

なお、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことの確認に際しては、特例として、自動車等の運転について必要な知識に関する質問又は自動車等の運転に関する実技をさせることなく、技能試験及び学科試験を免除するものとするが、この場合であっても、適性試験は免除されないことに留意すること。

また、運転免許試験等に関する手数料については、徴収しないこととする。

なお、外交官身分証明票又は領事官身分証明票を有する者で、外国免許を有しない者に対しては、所要の手数を徴収しないことのほかは、通常の手続によること。

- (2) 身分証明票を有する、所属外国公館の本国人である者

所要の手数を徴収することのほかは、(1)に準じた取扱いとすること。

なお、国際機関身分証明票を有する者に対しては、通常の手続によることとなるので、取扱い上、誤りのないようにすること。

### 2 免許証の更新、再交付及び講習時の取扱い

所要の手数料については上記1に準じた取扱いとすることのほかは、通常の手続によること。

## 第2章 国際運転免許証又は外国運転免許証による自動車等の運転

### 第1 本邦において効力を有する国際運転免許証又は外国運転免許証

## 1 本邦において効力を有する国際運転免許証又は外国運転免許証の種類

法第107条の2の規定により本邦において効力を有する国際運転免許証は、附属書9又は附属書10の国際運転免許証に限られ、本邦が加入していないパリ条約、ワシントン条約又はウィーン条約に基づく国際運転免許証は、本邦において効力を有しない。なお、附属書9の国際運転免許証としては、かつて、オーストリアで発給されていた附属書9の国際運転免許証に該当する免許証で、現在も有効なものがあるので、指導取締り上、誤りのないようにすること。

ジュネーヴ条約の締約国については、別途連絡する。

また、法第107条の2の規定により本邦において効力を有する外国運転免許証は、外国等（ジュネーヴ条約に基づく国際運転免許証を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。）の行政庁等の免許に係る免許証であつて日本語による翻訳文で第1章第1の1(6)エ(ア)から(ウ)までのいずれかの者が作成したものが添付されているものに限られる（令第39条の4及び第39条の5）。

なお、地位協定第10条1は、在日米軍許可証について、運転免許試験又は手数料を課さないで有効なものとして承認する旨を規定しており、当該規定により、我が国は在日米軍許可証を我が国の運転免許証と同じ効力を有するものとして運転を認める義務を負うものであるが、当該許可証は、法第107条の2に規定する国際運転免許証には当たらない。

## 2 国際運転免許証等により自動車等の運転を認められる期間

法第107条の2の規定により附属書9若しくは附属書10の国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者が本邦において自動車等の運転を認められる期間については、次の二つの要件が同時に満たされていなければならないことに留意すること。

### (1) 国際運転免許証等の有効期間が満了していないこと

附属書9の国際運転免許証及び外国運転免許証の有効期間は、その発給国又は地域で定める免許証の有効期間であるが、附属書10の国際運転免許証の有効期間は、当該国際運転免許証の発給の日から1年間である。

### (2) 本邦に上陸してから1年を超えないこと

上陸、出国を繰り返している者については、最後に本邦に上陸した日から1年間である。

ただし、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている者が入管法第60条第1項の規定による出国の確認、同法第26条第1項の規定による再入国の許可（同法第26条の2第1項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定により入管法第26条第1項の規定による再入国の許可を受けたとみなされる場合を含む。）又は同法第61条の2の12第1項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から3月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除くものである。

なお、本邦に上陸したときに国際運転免許証等を所持する者ではなかったが、本

邦に引き続き滞在中に国際運転免許証等を所持するに至った者は、当該国際運転免許証等を所持することとなった日から起算して1年間自動車等を運転することができるのではなく、本邦に上陸した日から起算して1年間自動車等を運転することができるものである。

## 第2 臨時適性検査

### 1 国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収

法第107条の3の2の規定により、公安委員会は、国際運転免許証等を所持する者が当該国際運転免許証等に係る発給の条件を満たしているかどうかを調査するため必要があると認めるとき（その者が法第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号のいずれかに該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときに限る。）は、その者に対し、報告書（規則別記様式第18の5）により、必要な報告を求めることができる。

これは、免許申請等以外の場合において、第三者の通報等によって一定の病気等に該当する疑いを把握する場合もあることから、調査のため必要があると認めるときは免許保有者に報告を求めることができることとしたものである。

なお、ここにいう国際運転免許証等の発給の条件とは、その発給国又は地域における発給の条件である。

### 2 臨時適性検査を行うことができる場合

法第107条の4の規定により、公安委員会が臨時適性検査を行うことができる場合は、国際運転免許証等を所持する者について、当該国際運転免許証等の発給の条件が満たされなくなると疑う理由があるとき（その者が法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったと疑う理由があるときに限る。）である。

この場合において、公安委員会は法第107条の3の2の規定による報告の内容その他の事情を考慮することとなる。

### 3 臨時適性検査の通知

臨時適性検査を行う場合の当該適性検査を行う期日、場所その他必要な事項の通知は、免許を受けた者について臨時適性検査を行う場合の通知と同様に、臨時適性検査通知書により行うものとするが、その者が外国人である場合であって、必要があると認めるときは、併せて英文の通知書により通知すること。

なお、英文の通知書の見本は、別添第3の「臨時適性検査通知書（英文）」のとおり。

### 4 臨時適性検査の方法等

臨時適性検査の対象者及び実施方法等については、安全運転相談及び臨時適性検査等の実施に関する訓令（令和4年島根県警察訓令第25号）及び一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について（令和4年5月13日島免甲第4514号本部長通達）によること。

### 5 措置命令

#### (1) 事前手続を要しない場合

臨時適性検査を行った結果、当該臨時適性検査を受けた者について、運転するに当たってその者の身体の状態に応じた必要な措置をとることを命じた場合には、措置命令書（規則別記様式第22の3）を交付するものとするが、その者が外国人であ

る場合であって、必要があると認めるときは、併せて英文の命令書を交付すること。

なお、英文の命令書の見本は、別添第4「措置命令書（英文）」のとおり。

(2) 事前手続を要する場合

ア 弁明の機会の付与

(ア) 弁明の機会の付与の対象となる処分

法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者に係る措置命令については、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第13条第1項第2号の規定により弁明の機会を付与しなければならない。

(イ) 弁明の機会の付与の手続

弁明の機会の付与は、行手法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）の規定により行うこととなるが、弁明の機会の付与の通知に当たっては、措置命令の名あて人となるべき者が外国人であって、必要があると認めるときは、併せて英文の通知書により通知すること。

なお、英文の通知書の見本は、別添第5の「弁明通知書（英文）」のとおり

この場合の弁明は、原則として弁明を記載した書面を提出させて行うこととなる（行手法第29条第1項）。

イ 措置命令書の交付

(1)の例によること。

第3 自動車等の運転の禁止

1 処分の事由

法第107条の5第1項及び第2項の規定により自動車等の運転の禁止を行うことができる場合は、国際運転免許証等を所持する者が次のいずれかに該当することとなったときである。

(1) 第1項（5年を超えない範囲）

ア 国際運転免許証等の発給の条件が満たされなくなったことが明らかになったとき（その者が法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったときに限る。）。

なお、ここにいう国際運転免許証等の発給の条件も、その発給国又は地域における発給の条件である。

イ 自動車等の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 第2項（3年以上10年を超えない範囲）

ア 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

イ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪に当たる行為をしたとき。

ウ 自動車等の運転に関し法第117条の2第1号、第3号又は第6号の違反行為をしたとき（上記ア又はイのいずれかに該当する場合を除く。）。

エ 自動車等の運転に関し法第117条の違反行為をしたとき。

## 2 処分の期間及び処分の効果

### (1) 処分の期間

処分の期間の決定については、特に次の諸点に留意すること。

ア 処分を受けるまでの間に国際運転免許証等の有効期間が満了した者に対しては、処分を行わないこと。

イ 処分を、その者の所持する国際運転免許証等の有効期限を超えた期間に及んで行う必要がある場合には、国際運転免許証等の更新等が行われることも予想されるので、当該期限を超えた期間の処分を行うこと。

ウ 処分を、その者が本邦に上陸した日から1年間の期間を超えた期間に及んで行う必要がある場合には、当該期間を超えた期間の処分を行うこと。

### (2) 処分の効果

自動車等の運転禁止は、当該処分を受けた者に対し、国際運転免許証等による自動車等の運転を禁止するものであるから、その者が当該処分に係る国際運転免許証等以外の国際運転免許証等を新たに所持するに至った場合においても、その者は、処分期間中は本邦において自動車等の運転を認められないことに留意すること。

## 3 処分の手続

### (1) 事前手続を要しない場合

#### ア 管轄公安委員会

管轄公安委員会は、当該処分に係る者が処分の事由に該当することとなった時におけるその者の住所地（住民基本台帳に記録されていない者にあつては居所地）を管轄する公安委員会である。

#### イ 通知等

##### (ア) 出頭通知書による通知

処分の事由に該当することとなった者に対する出頭の通知は、免許を受けた者で免許の取消し又は効力の停止の事由に該当することとなった者に対する出頭の通知と同様の方法によるものとするが、その者が外国人である場合であつて、必要があると認めるときは、英文の通知書により通知すること。

なお、英文の通知書の見本は、別添第6「出頭通知書（英文）」のとおり。

##### (イ) 自動車等の運転禁止処分書の交付

自動車等の運転禁止は、自動車等の運転の禁止に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、自動車等の運転禁止処分書（規則別記様式第22の6）を交付することにより行うものとするが、その者が外国人である場合であつて、必要があると認められるときは、併せて英文の処分書を交付すること。

なお、英文の処分書の見本は、別添第7の「自動車等の運転禁止処分書（英文）」のとおり。

### (2) 事前手続を要する場合

#### ア 管轄公安委員会

管轄公安委員会は、(1)アの場合と同様である。ただし、当該処分に係る者が処分を受けることとなった後、当該処分を受ける前にその者の住所地を他の公安委員会の管轄区域に変更したときは（聴聞又は意見の聴取を終了していた場合を除く。）、現にその者の住所地を管轄する公安委員会である。

## イ 聴聞等

### (ア) 聴聞等の対象となる処分

#### a 行手法の聴聞の対象となる処分

法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者に係る法第107条の5第1項第1号の規定による自動車等の90日以上運転の禁止

#### b 行手法の弁明の機会の付与の対象となる処分

法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者に係る法第107条の5第1項第1号の規定による自動車等の90日未満の運転の禁止

#### c 法の意見の聴取の対象となる処分

法第107条の5第1項第2号及び同条第2項の規定による自動車等の90日以上運転の禁止

### (イ) 聴聞等の手続

a 聴聞及び弁明の機会の付与は行手法及び聴聞等規則の規定により、意見の聴取は法第104条及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」という。）の規定により行うこととなるが、聴聞等の通知に当たっては、自動車等の運転の禁止の名あて人となるべき者が外国人である場合であって、必要があると認めるときは、併せて英文の通知書により通知すること。

なお、英文の通知書の見本は、別添第8の「聴聞通知書（英文）」、別添第5の「弁明通知書（英文）」及び別添第9の「意見の聴取通知書（英文）」のとおり。

b 弁明は、原則としては弁明を記載した書面を提出させて行うこととなる（行手法第29条第1項）。

c 聴聞及び意見の聴取は、本来、日本語で行うものであるが、自動車等の運転の禁止の名あて人となるべき者が外国人である場合にあっては、その者が通訳として補佐人の出頭を求めた場合には、これを認めるものとするほか、その者が通訳を確保できないときは、島根県警察本部に通訳適格者がいるような場合に限り、便宜を供与すること。

## ウ 自動車等の運転禁止処分書の交付

(1)イ(イ)の例によること。

## 4 講習

法第108条の2第1項第2号又は第3号の規定による講習は、聴聞と同様に、本来、日本語で行うものであるが、3(2)イ(イ)cの例に準ずる取扱いをすること。

講習を終了した者に対して処分の期間を短縮した場合は、法第107条の5第8項及び規則第37条の4第2項の規定に基づき、当該国際運転免許証等にその旨を記載すること。

## 5 国際運転免許証等の提出

法第107条の5第5項の規定による国際運転免許証等の提出を受けた場合には、適宜の様式による受領書を交付するものとするが、その者が外国人である場合であって、必要があると認めるときは、英文の受領書を交付すること。

なお、英文の受領書の見本は、別添第10の「国際運転免許証等受領書（英文）」のとおり。

## 6 国際運転免許証等の返還

法第107条の5第6項の規定による国際運転免許証等の返還は、返還を受ける者の請求に基づいて返還することを原則とする。返還の時期については、処分が満了する時又は処分を受けた者が本邦から出国する時（実際上は、その時以前のその時に近い時）のいずれか早い時以降になると考えられるが、出国する時については、旅券その他により確認すること。

なお、国際運転免許証等の返還を受けるために再出頭することが日程、出入国港等の関係から困難である観光客等に対して、特に必要があると認めるときは、入管法第2条第8号の出入国港のうちで、その者が出国する出入国港を管轄する都道府県警察（方面）本部から返還を受けることができるように便宜を供与すること。

## 7 国際運転免許証等の再提出

法第107条の5第7項の規定による国際運転免許証等の再提出を受けた場合には、5と同様の取扱いをすること。

## 8 国際運転免許証等への処分に係る事項の記載

法第107条の5第8項の規定による国際運転免許証等への処分に係る事項の記載は、次により行うこと。

### (1) 附属書9の国際運転免許証の場合

ア 附属書9の国際運転免許証の外側のページ中欄に、運転禁止処分票（規則別記様式第22の5）を貼り付けて、当該処分票の記載事項を記載する方法により行うものとするが、その者が外国人である場合であって、必要があると認めるときは、併せて英文の運転禁止処分票を交付すること。

なお、英文の処分票の見本は、別添第11の「運転禁止処分票（英文）」のとおり。

イ 講習を終了した者に対して処分の期間を短縮した場合には、運転禁止処分票の期間の欄にすでに記載されている処分の期間の下部に、短縮後における処分の期間を記載すること。

### (2) 附属書10の国際運転免許証の場合

ア 英語の追補ページ（英語の追補ページがすでに使用されている場合にあっては、中国語の追補ページ）の「除外」（EXCLUSION）欄に、次により日本語で記載すること。

#### (ア) 追補ページ左側の除外欄

a 「国名」（country）欄に「日本国」と記載する。

b 理由（by reason）を記載する部分（以下「理由部」という。）の第1行目に、処分の事由に応じ、「道路交通法違反」又は「発給条件が満たされなくなったため」と記載する。

c 理由部の第2行目に、処分の期間を記載する。

d 「場所」（place）欄に、公安委員会が所在する都道府県名を記載する。

e 「年月日」（Date）欄に、処分を行った年月日を記載する。

f 「署名」（Signature）欄に、公安委員会委員長が自署する。

g 「当局のシール又はスタンプ」（Seal or Stamp of authority）欄に、国外運転免許証を作成する場合に使用する第3章の2(1)イ(イ)の公

安委員会スタンプを押印する。

(イ) 追補ページ右側の除外欄

その者がはじめて処分を受けた者である場合にあっては、「Ⅰ日本国」と記載し、すでに外国において処分を1回受けている者である場合にあっては、「Ⅱ日本国」と記載する。

なお、英語又は中国語の追補ページがすでに使用されている場合にあっては、その他の外国語の追補ページ又は最終ページ第一部を使用すること。

イ 最終ページ第二部の除外欄には、その者がはじめて処分を受けた者である場合にあっては、Ⅰの欄に「日本国 (Japan)」と記載し、その者がすでに1回処分を受けている者である場合にあっては、Ⅱの欄に同様に記載すること。

ウ 講習を終了した者に対して処分の期間を短縮した場合には、ア(ア) cの理由部の第2行目の末尾に、短縮後における処分の期間を記載し、かつ、ア(ア) gと同様の公安委員会のスタンプを押印すること。

(3) 外国運転免許証の場合

ア 外国運転免許証に、運転禁止処分票（規則別記様式第22の5）を貼り付けて、当該処分票の記載事項を記載する方法により行うものとするが、その者が外国人である場合であって、必要があると認めるときは、併せて英文の運転禁止処分票を交付する。

なお、英文の処分票の見本は、別添第11の「運転禁止処分票（英文）」のとおり。

イ 講習を終了した者に対して処分の期間を短縮した場合には、(1)イの例によること。

## 第4 自動車等の運転の仮禁止

### 1 処分の事由

法第107条の5第10項において準用する法第103条の2第1項の規定による自動車等の運転の仮禁止を行うことができる場合は、免許を受けた者に対して行う免許の効力の仮停止の場合と同様である。

### 2 処分の手続等

#### (1) 弁明の機会の付与

法第107条の5第10項において準用する法第103条の2第2項の規定による弁明の機会の付与は、意見の聴取等規則の規定により行うこととなる。

口頭による弁明については、第3の3(2)イ(イ) cの例によること。

#### (2) 仮禁止処分通知書

自動車等の運転の仮禁止をした場合における処分の通知は、仮禁止処分通知書（規則別記様式第19の2）により行うものとするが、その者が外国人である場合であって、必要があると認めるときは、併せて英文の通知書により通知すること。

なお、英文の通知書の見本は、別添第12の「仮禁止処分通知書（英文）」のとおり。

#### (3) 処分権者等

処分権者、処分の期間、仮禁止通知書及び国際運転免許証等の送付、処分の期間の通算方法等については、免許を受けた者に対して行う免許の効力の仮停止の場合と同様である。

また、国際運転免許証等の提出、返還、再提出及び国際運転免許証等への処分に

係る事項の記載等については、自動車等の運転の禁止の場合と同様である。

## 第5 その他

### 1 国家公安委員会に対する報告

法第107条の6の規定による自動車等の運転の禁止及び仮禁止に係る事項の報告は、島根県警察における総合運転者管理システムによる運転者管理業務実施要領の制定について（令和4年4月22日島免乙第1179号本部長通達）により行うこと。

### 2 国際運転免許証等の提出等台帳の作成

国際運転免許証等を提出し、若しくは再提出し、又は返還する場合の事務処理の適正化を図るため、行政処分執行通知書（自動車等運転者に対する行政処分の事務処理に関する訓令（平成31年2月8日島根県警察訓令3号）様式第14号）を作成し、所要事項を記載することとする。

### 3 自動車等の運転の禁止又は仮禁止を受ける者が免許を受けた者である場合の取扱い

自動車等の運転の禁止又は仮禁止を行う場合において、当該処分を受ける者が免許を受けた者であるときは、併せて免許の取消し又は効力の停止を行うこととする。

## 第3章 国外運転免許証の発給

### 1 申請者、申請の方法及び申請先

#### (1) 申請者

法第107条の7の規定により、国外運転免許証の交付を受けることができる者は、免許（大型特殊免許、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び仮免許を除く。）を現に受けている者で、本邦に住所（住民基本台帳に記録されていない者にあつては、居所）を有する者に限られるが、その者がこれから外国に渡航しようとする者であるか、すでに外国に渡航している者であるかを問わない。

なお、地位協定第10条1の規定により、我が国は在日米軍許可証を我が国の免許と同じ効力を有するものとして承認していることから、在日米軍許可証に基づく国外運転免許証の発給の義務を負うこととなる（我が国が負う義務であることは外務省見解に基づく。）。

#### (2) 申請の方法

申請は、申請者本人が申請先に出頭して行うことを原則とするが、申請者がすでに外国へ渡航している者であるときは、交付申請書を受理した日からその者が受けている免許に係る免許証の有効期間の満了日までの間がおおむね3月以上ある場合に限り、その者との代理関係が明らかにできる親族等による代理申請を認めること。

#### (3) 申請先

国外運転免許証の交付申請書の提出先は、運転免許課、西部センター又は申請者の住所地（住民基本台帳に記録されていない者にあつては、住所地）を管轄する警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。以下同じ。）とする。

#### (4) 申請書及びその添付書類等

##### ア 国外運転免許証交付申請書（規則別記様式第22の8）

交付申請書の記載は、次の要領によること。

なお、外国人の申請者の利便を図るため、別添第13の「国外運転免許証の交付申請書の見本（英文）」を備えておくこと。

(ア) 「国外運転免許証の申請区分」欄

申請者が現に受けている免許の種類に応じ、規則第37条の8の規定に従い、国外運転免許証表紙裏側第2ページのA、B、C、D、Eの符号に基づき、申請する区分の符号を○で囲ませること。

(イ) 「出生地」欄

申請者が本邦で出生した者である場合にあつては都道府県名を、申請者が外国で出生した者である場合にあつてはカタカナ又は漢字で国名を記載させること。

なお、外国名の記載は、別添第14の「外国の国名一覧」によること。

(ウ) 「氏名」欄

氏名は、申請者が現に受けている免許に係る免許証の「氏名」欄に記載されているものを記載させること。

(エ) 「生年月日」欄

生年月日は、西暦で記載させること。

(オ) 「免許証の記載事項の変更の有無」欄

現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には「無」を、それぞれ○で囲ませること。

なお、「有」に○をしているものに対しては、変更事項を確認したうえで、運転免許証記載事項変更届（規則別記様式第16）を提出させ、記載事項変更を行った免許証により申請させること。

(カ) 「免許証の写し欄」

現に受けている免許に係る免許証、又は在日米軍許可証の表側及び裏側を複写する。

イ 添付書類等

(ア) 申請者が現に受けている免許に係る免許証（規則第37条の9第2項第1号）

注 免許証の有効期間は、国外運転免許証の有効期間の関係から、短期の旅行等であつて免許証の有効期間内に帰国し更新手続きが可能な者その他特別な事情がある者を除いて、概ね1年以上あるものとする。また、代理申請の場合には、海外滞在を理由に更新手続きができないため、申請の日から概ね3か月以内に免許が失効する者は、原則として認めないこととする。

(イ) 写真（規則第37の9第2項第2号）1枚

(ウ) 申請者が外国に渡航する者であることを証する書面（法第107条の7第2項）

申請者が外国に渡航する者であることを証する書面としては、おおむね次のものがある。

a 旅券（旅券法第2条第1号及び第2号。外国政府又は権限のある国際機関が発行した旅券又は旅券に代わる証明書を含む。）

b 船員手帳又は乗船通知書

c 公用旅券発給請求書（旅券法第4条第1項第1号）の写し

d 申請者が公務により海外出張をする公務員等である場合にあつては、各省

庁、都道府県又は市町村の長等が発行する外国に渡航する者であることを証する書面

e 申請者が a から d までの書面を提出することができない者である場合にあっては、旅行業者等が発行する外国に渡航する者であることを証する書面等

f 申請者が既に外国に渡航中の者で、1 (2)において代理申請を認められたものである場合にあっては、その者から当該代理申請に係る代理人にあてた依頼文書等（依頼を受けた代理人については運転免許証や個人番号カード等により代理関係を確認すること。）

なお、委任状の見本は、別添第15の「委任状（作成例）」のとおり。

#### (5) 申請書の送付等

ア 交付申請書を受理した各警察署長は、運転免許課長から受理番号及び交付日の指定を受けること。

なお、受理番号は、警察署で受理した交付申請書順に年別一連番号とし、交付日は原則申請日の翌日から14日目とする。ただし、当該交付日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日等に当たるときは、これらの日を考慮して指定する。

イ 受理した交付申請書は、国外運転免許証交付申請書送付書（様式第5号）に添付書類を添えて、運転免許課長へ送付すること。

ウ 交付日の教示

アにより指定された交付日を申請者に教示すること。

## 2 国外運転免許証の作成

### (1) 作成の要領

ア 国外運転免許証表紙第1ページ（表側）

(ア) 「発給地」

発給地は、「SHIMANE, JAPAN」と記載すること。

(イ) 「発給年月日」

発給年月日は、国外運転免許証の作成を完了した年月日を記載すること。

発給年月日の記載例（発給年月日が2015年1月10日である場合）は、次のとおり。

JAN. 10. 2015

なお、月の表示は、別添第16の「月の表示一覧」によること。

(ウ) 「公安委員会スタンプ」

公安委員会スタンプは、島根県公安委員会の公印に関する規程（平成13年島根県公安委員会規程第1号。以下「公印規程」という。）第2条で定める「国外運転免許証に用いる公安委員会スタンプ」のうち、直径28ミリメートルのスタンプの印影を印刷したものとする。

(エ) 「署名」

公安委員会委員長の署名は、自署又は自署に基づく印刷によることとし、「姓」「名」の順にローマ字の筆記体で記載されたものとする。

(オ) その他

発給年月日と公安委員会スタンプとの間に、西暦の下2桁の数字、4桁の交付一連番号、当該国外運転免許証に係る免許証の番号を記載すること。

その記載例（国外運転免許証が、番号第719074855580号の免許証により、2015年の第13号として発給される場合）は、次のとおり。

15-0013-719074855580

なお、在日米軍許可証に基づく発給の場合は、西暦の下2桁及び交付一連番号とすること。

4桁の交付一連番号は、運転免許課にあっては、0001番から年別一連番号とし、西部センターにあっては、1001番からの年別一連番号とする。

#### イ 国外運転免許証表紙裏側第3ページ

##### (ア) 氏名等

「1（姓）」、「2（名）」、「3（出生地）」は交付申請書に記載されているものを、原則として旅券等における表記に基づき、ローマ字（ヘボン式）で記載すること。

「4（生年月日）」は、西暦によるものとし、その記載方法は、発給年月日の記載方法と同様とする。

「5（住所）」は、交付申請書に記載されているものを、ローマ字で記載すること。

なお、島根県は「SHIMANE」とし、「-」を用いるものは、行政区画である郡及び市町村、丁目並びに番地とし、市町村の後の町村名については、大字、字等は省略し町名も含めて一括記載し、それぞれの間にスペースを設けること。

##### 【住所の記載例】

島根県邑智郡川本町大字川本337-6の場合は次のとおり

337-6 KAWAMOTO KAWAMOTO-MACHI  
OCHI-GUN SHIMANE JAPAN

##### (イ) 運転することができる車両

A、B、C、D及びE欄の「シール又はスタンプ」をする箇所には、公印規程第2条で定める「国外運転免許証に用いる公安委員会スタンプ」のうち、直径20ミリメートルのスタンプを押印すること。

#### ウ 所持者の氏名

所持者の署名欄には、申請者本人に、原則として旅券等における表記に基づき、ローマ字の筆記体で署名させること。なお、申請者が怪我などの理由により署名できない者であるときは、ぼ印を押させること。

##### (2) その他

国外運転免許証に係る免許について運転することができる自動車等の種類が限定され、その他自動車等を運転することについて必要な条件が付されていても、国外運転免許証に限定その他の条件を付する法的規定がないので、当該国外運転免許証には記載しないこと。

ただし、限定その他の条件に従わないで運転することは、国際交通において著しく危険を生ずるおそれがあることから、日本で運転できない自動車等を運転することの危険性を十分に申請者に理解させ、国外においても限定その他の条件を遵守するよう教示すること。

### 3 国外運転免許証の交付

#### (1) 交付日

国外運転免許証は、運転免許課及び西部センターにおいては、即日交付で行い、各警察署にあっては後日交付で行うものとする。

なお、運転免許課長は、各警察署で交付する国外運転免許証については、国外運転免許証送付書（様式第6号）により、各警察署長へ送付すること。

#### (2) 交付の方法

ア 国外運転免許証は、原則として申請者本人に交付することとし、交付時においては、外国における自動車等の運転について、可能な範囲内で指導すること。

例えば、米国の一部の州では、州法等で居住者となった日から一定期間内に同州の運転免許証を取得しなければならないとされており、国外運転免許証の有効期間内であっても国外運転免許証に基づく自動車の運転が認められない場合があることから、必要に応じ、同地の日本大使館等へ確認するよう教示すること。

なお、1(2)において、代理申請を認めるときは、国外運転免許証は、当該代理申請に係る代理人に交付すること。

また、交付申請後に申請者が外国へ渡航しているときは、代理申請者の範囲内で代理受領を認めることとし、代理受領について委任状を提出させること。

なお、委任状の見本は、別添第15の「委任状（作成例）」のとおり。

イ 国外運転免許証の交付に際して、自動車等の運転免許試験の実施及び運転免許事務の取扱いに関する訓令（平成9年県警察訓令第13号。以下「免許訓令」という。）第40条の規定により、国内免許証の裏面備考欄最下段に、

「 年 月 日国外運転免許証交付 公印 」

と記載し、公印規程第2条で定める「交通部運転免許課及び警察署で用いる公安委員会印」を押印すること。

#### (3) 日を異にして同種又は異種の国外運転免許証の交付の申請があった場合における交付の方法

日を異にする同種又は異種の国外運転免許証の交付の申請は、法的にはいずれも新規の申請である。この場合において、申請者が既に交付を受けた国外運転免許証を有する者であるときは、当該国外運転免許証を提出させた上で、新規の国外運転免許証を交付し、また、既に交付を受けた国外運転免許証を亡失又は滅失したため当該国外運転免許証を有しない者であるときは、その事実を証するに足りる書類を提出させ、又はその旨の上申をさせた上で、新規の国外運転免許証を交付すること。

なお、日を異にして異種の国外運転免許証の交付の申請があった場合において交付される新規の国外運転免許証は、いわゆる併記の国外運転免許証となる。

### 4 国外運転免許証の返納等

#### (1) 国外運転免許証の返納

ア 返納の事由（法第107条の10第1項）

国外運転免許証の交付を受けた者が当該国外運転免許証を返納しなければならない場合は、次のとおりである。

なお、当該事由が発生した時に本邦外の地域にある者については、帰国したときに返納させるものとする。

- (ア) 国外運転免許証の有効期間が満了したとき。
- (イ) 国外運転免許証に係る運転免許が失効し、又は取り消されたことにより、当該国外運転免許証が失効したとき。

イ 返納先（法第107条の10第1項）

国外運転免許証の返納先は、運転免許課、西部センター及び各警察署（浜田警察署を除く。）とする。

ウ 返納方法

国外運転免許証の返納は、免許訓令第43条の規定により、運転免許証返納届（以下「返納届」という。）に国外運転免許証を添えて、運転免許課へ送付すること。ただし、本県公安委員会以外の公安委員会が交付した国外運転免許証については、運転免許課へ送付すること。

エ 返納を受けた国外運転免許証の廃棄

返納を受けた国外運転免許証は、運転免許課又は西部センターにおいて使用不能の状態にした後に廃棄すること。

ただし、運転免許課長は、返納を受けた国外運転免許証が本県公安委員会以外の公安委員会で交付されてものであるときは、当該国外運転免許証を交付した公安委員会に対し、国外運転免許証の返納受理について（様式第7号）により通知すること。

(2) 国外運転免許証の提出

ア 提出の事由（法第107条の10第2項）

国外運転免許証の交付を受けた者が当該国外運転免許証を提出しなければならない場合は、当該国外運転免許証に係る免許の効力が停止されたことにより、当該国外運転免許証の効力が停止されたときである。

なお、当該事由が発生した時に本邦外の地域にある者については、帰国したときに提出させるものとする。

イ 提出先（法第107条の10第2項）

(1)イに同じ。

ウ 提出を受けた国外運転免許証の保管

提出を受けた国外運転免許証は、当該国外運転免許証の効力が停止されていた期間が満了した後に、当該国外運転免許証を提出した者から返還の請求があるまで適切に保管しておくこと。

5 その他

(1) 国外運転免許証の交付等台帳の作成

ア 運転免許課長は、国外運転免許証受払簿（様式第8号）を備え付け、国外運転免許証の受払い状況を明らかにすること。

イ 国外運転免許証の交付を受けようとする者等に対する事務処理の適正化を図るため、運転免許課及び西部センターにあっては、国外運転免許証交付簿（様式第9号）を、各警察署にあっては、国外運転免許証申請受理（交付）簿（様式第10号）作成し、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 年別の交付一連番号及び交付申請の年月日

(イ) 申請者の住所、氏名及び生年月日

- (ウ) 発給年月日及び交付年月日
- (エ) 国外運転免許証により運転することができる自動車等の種類
- (オ) 返納、提出及び返還の年月日並びにその事由

ウ 運転免許課長は、各警察署で受理した交付申請書について、国外運転免許証交付申請受理簿（様式第11号）に記載し、受理状況等を明確にすること。

(2) 申請及び交付時の確認並びに教示事項等

ア 国外運転免許証の申請手続きについての案内書を申請窓口配置するとともに、国外運転免許証の交付者に対しては、国外運転免許証の運転等についてのしおりを配布すること。

イ ジュネーブ条約締約国の中には、当該条約に基づく国際運転免許証のみでの運転を認めていない国又は地域があることから、国外運転免許証の交付申請に基づき当該国外運転免許証を発給する際及び問い合わせがなされた際には、事情説明及び当該国外運転免許証と併せて我が国の免許証も携行するよう教示すること。

ウ 我が国が発給する国外運転免許証は、ジュネーブ条約締約国内での運転は保証されているが、同条約締約国以外の国での運転は保証されていないことから、国外運転免許証の交付申請の際及び問い合わせがなされた際には、渡航先を確認するとともに、渡航先がジュネーブ条約締約国以外の国である場合には、運転が保証されないこと及び交付を受けた場合には、渡航先の国で運転できるかどうかについて確認する必要があることを説明した上で、交付申請をさせること。